

備後圏都市計画地区計画の決定(尾道市決定)

都市計画丁卯新涯地区地区計画を次のように決定する。

名 称	丁卯新涯地区地区計画		
位 置	尾道市高須町字丁卯新涯の一部		
面 積	約1.94ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、東新涯土地区画整理事業施行区域に隣接しており、この区域と均衡のとれた適正な土地利用の誘導が必要な地区である。</p> <p>このため、地区計画を策定することにより、宅地開発後に予想される市街地環境の悪化を未然に防止し、ゆとりある良好な市街地環境の創出と保全を図る。</p>	
	土地利用の方針	<p>本地区は、一戸建住宅を中心として、敷地の細分化等の防止により、良好でゆとりある居住環境の形成を図る。</p>	
	建築物等の整備方針	<p>土地利用方針に沿った良好な市街地を形成するため建築物の用途制限、敷地の細分化等による市街地環境の悪化を防止するため建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>また、ゆとりある都市空間の形成のため、建築物の高さの最高限度を定める。</p>	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	<p>建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(い)項に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p>
		建築物の敷地面積の最低限度	<p>建築物の敷地面積の最低限度は165平方メートルとする。ただし、良好な市街地環境の維持増進を図る上で特に支障がないもので、市長がやむを得ないと認めた場合には、この限りではない。</p>
		建築物等の高さの最高限度	10メートル

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」